

政策スタッフ等の実施に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、政策スタッフ等設置規則に基づき、政策スタッフ、政策スタッフグループ及び政策スタッフチームの運用に必要な項目を定める。

(趣旨)

第2条 政策スタッフは、部内又は庁内における横断的な政策課題について調査研究し、その解決を図るため、随時、係長級の職以上の職にある者のうちから1人又は複数の政策スタッフを任命し、あるいは課題に応じて複数の政策スタッフによるグループ又はチームを編成することにより、柔軟かつ機動的な組織の運営を図ることを目的として実施するものである。

(政策スタッフ設置の手続)

第3条 部長の職にあるものは、政策スタッフを設置しようとするとき、次の各号に掲げる事項を定め、政策スタッフ設置申請書（様式第1号）により、総務部長に申請しなければならない。

- (1) 政策スタッフとしようとする者の職
- (2) 政策スタッフとしようとする者の氏名
- (3) 担当する政策課題

総務部長は、政策スタッフ設置の申請を受けたとき、すぐにこれを市長に報告し決裁を受けるとともに、当該政策スタッフの任命について総務部長に依頼することとする。

【注】

部内における政策課題の検討のため政策スタッフを設置できる部局は、市長部局の部、市立豊中病院事務局、消防局、教育委員会事務局、上下水道局の部

会計課、行政委員会はこの限りにない

(部内横断的な政策課題がなく、単一の組織として事務分掌を担当しているため)

しかしながら、庁内横断的な政策課題の検討のため、政策スタッフチームを設置する際には、すべての部局が政策スタッフを設置することができるため、様式第1号にて申請する必要がある。

政策スタッフは専任ではなく、兼務としての体制で政策課題の検討にあたることとなる。

第4条 総務部長は、政策スタッフが任命されたとき、各部にこれを周知するものとする。

(政策スタッフ解任の手続)

第5条 政策スタッフを置く部の長は、政策スタッフを解任しようとするとき、速やかにその旨を総務部長に報告しなければならない。

総務部長は、政策スタッフ解任の報告を受けたとき、すぐにこれを市長に報告し決裁を受けるとともに、当該政策スタッフの解任について総務部長に依頼することとする。

前条の規定は、政策スタッフを解任する場合にこれを準用する。

(政策スタッフグループの趣旨)

第6条 政策スタッフグループは、部内横断的な政策課題の検討を実施するにあたり、複数の政策スタッフの連携が必要と考える際に、柔軟かつ機動的に運営することを目的として実施するものである。

(政策スタッフグループ設置の手続)

第7条 部長の職にあるものは、政策スタッフグループを設置しようとするとき、次の各号に掲げる事項を定め、政策スタッフグループ設置報告書(様式第2号)により、総務部長に報告しなければならない。

- (1) 政策スタッフグループの名称
- (2) 担当する政策課題
- (3) 政策スタッフグループ長の職氏名
- (4) 政策スタッフグループに属する政策スタッフの職氏名

総務部長は、政策スタッフグループ設置の報告を受けたとき、すぐにこれを市長に報告することとする。

第4条の規定は、政策スタッフグループを設置する場合にこれを準用する。

(政策スタッフグループ設置の変更)

第8条 前条の規定は、政策スタッフグループの設置の変更をしようとするときに準用する。

(政策スタッフチームの趣旨)

第9条 政策スタッフチームは、庁内横断的な政策課題の検討を実施するにあたり、関連する部局から政策スタッフを集め、担当副市長の指揮のもと、全体最適実現のため柔軟かつ機動的に運営することを目的として実施する

ものである。

(政策スタッフチーム設置の申請)

第10条 部長の職にあるものは、政策スタッフチームを設置しようとするとき、次の各号に掲げる事項を定め、政策スタッフチーム設置申請書(様式第3号)により、総務部長に申請しなければならない。

- (1) 統括部長
- (2) 政策スタッフチームの名称
- (3) 担当する政策課題
- (4) 担当する政策課題に関連する他の部又は課名

総務部長は、政策スタッフチーム設置の申請を受けたとき、すぐにこれを担当副市長に報告し決裁を受けるものとする。

(政策スタッフチーム設置の報告)

第11条 統括部長は、関連部局の長より政策スタッフチームに属する政策スタッフの報告を受けたとき、次の各号に掲げる事項を定め、政策スタッフ設置報告書(様式第4号)により、速やかに総務部長に報告しなければならない。

- (1) 政策スタッフチームの名称
- (2) 担当する政策課題
- (3) 政策スタッフチーム長の職氏名
- (4) 担当する政策課題に関連する部又は課名
- (5) 政策スタッフチームに属する政策スタッフの職氏名

総務部長は、政策スタッフチーム設置の報告を受けたとき、すぐにこれを市長に報告することとする。

(政策スタッフチーム設置の変更)

第12条 前2条の規定は、政策スタッフチームの設置の変更をしようとするときに準用する。

(政策スタッフチーム解散の手続)

第11条 統括部長は、政策スタッフチームを解散しようとするとき、次の各号に掲げる事項を定め、政策スタッフチーム解散申請書(様式第5号)により、総務部長に申請しなければならない。

- (1) 政策スタッフチームの名称
- (2) 担当する政策課題
- (3) 政策スタッフチーム解散理由

総務部長は、政策スタッフチーム解散の申請を受け、政策スタッフチームの設置理由がなくなつたと認めるときは、これを担当副市長に報告し決裁を受けるものとする。

附 則

この基準は、平成20年5月23日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

政策スタッフチーム解散申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

総務部長様

〇〇部長 ⑩

下記のとおり、政策スタッフチームを解散したいので、政策スタッフ等設置規則第7条第1項の規定に基づき申請します。

- ①チームの名称；
- ②統括部長；
- ③チームの取り組む課題；
- ④チームの解散理由；